

# 知っておきたいクーリング・オフ制度

## クーリング・オフとは

特定商取引法により訪問販売等で契約した場合、契約してから一定期間内であれば無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

## クーリング・オフできる期間は

起算日は書面（契約書）を受け取った日からになります。

| 取引内容       | 適応対象   | 期間   |
|------------|--|------|
| 訪問販売       | 家庭訪問販売、SF（催眠）商法、キャッチセールス、アポイントメントセールスが対象となります。 | 8日間  |
| 電話勧誘販売     | 電話で勧誘して契約する販売                                  | 8日間  |
| 特定継続的役務提供  | エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの継続的契約      | 8日間  |
| 連鎖販売取引     | いわゆるマルチ商法                                      | 20日間 |
| 業務提供誘引販売取引 | いわゆる内職・モニター商法                                  | 20日間 |

**注 通信販売はクーリング・オフすることはできません。**

## クーリング・オフのやり方

書面で解除の意思を販売会社へ通知します。クレジット契約をした場合、クレジット会社へも出します。

**クーリング・オフは、必ず書面により通知をし、配達記録郵便などで郵送をし、証拠を残す。**

記入例（はがき）

（裏）

|   |          |
|---|----------|
| <b>契約解除通知書</b>                              |          |
| 契約年月日                                       | 平成〇年〇月〇日 |
| 商品名   | 〇〇〇      |
| 契約金   | 〇〇〇〇円    |
| 販売会社名                                       | 〇〇〇〇     |
| 担当者名  | 〇〇〇〇     |
| 上記の契約を解除します。<br>なお、支払済の金〇〇〇円を返し商品を引き取って下さい。 |          |
| 平成〇〇年〇月〇日                                   |          |
| 住所（〒）                                       |          |
| 氏名  |          |

（表）

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 消印                        | 郵便番号      |
| クーリング・オフ期間（8日又は20日）内の消印有効 | 株式会社〇〇〇御中 |
|                           | 所在地〇〇〇    |

はがきは、投函する前に両面コピーをし、控えとして大切に保管しておく。

はがきは「配達記録」か「簡易書留」で送る。

クレジット契約をした場合は、クレジット会社宛てにも通知が必要。

総額が3,000円未満の場合や消耗品で使用した場合等クーリング・オフできない物もあります。